

<http://www.jaeat.org/>

一般社団法人日本実験動物技術者協会

定款・規程・細則・憲章

(2021年3月20日更新)

目次

1	一般社団法人日本実験動物技術者協会 定款 . . .	2
2	理事会規程	12
3	部局運営規程	14
4	運営規程	15
5	財務規程	20
6	役員選挙選出規程	25
7	表彰規程	29
8	「実験動物技術」投稿要綱	31
9	旅費細則	35
10	謝金支給細則	37
11	名誉会員に関する細則	39
12	顧問に関する細則	40
13	研究奨励賞選考細則	41
14	福祉奨励賞選考細則	43
20	福祉憲章	45

1 一般社団法人日本実験動物技術者協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本実験動物技術者協会と称する。

- 2 英文名は、Japanese Association for Experimental Animal Technologists と表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、実験動物技術に関わる実験動物学・生物学・医学・薬学等の学術的発展及び社会貢献に寄与するため、知識の習得・技術の研鑽をもって、実験動物技術者の資質の向上を図る。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互における知識及び技術の交流
- (2) 実験動物技術者の育成のための事業
- (3) 講演及び講習会の開催
- (4) 会誌その他出版物の発行
- (5) 関連機関との交流及び情報交換・資料の収集
- (6) その他前条目的を達成するため必要な一切の事業

第3章 会員

(会員)

第5条 当法人における会員の種別は、以下の通りとする。会費は、別に定める規程によるものとする。

- (1) 個人会員 実験動物ならびに動物実験に関わる業務等に従事する者で、当法人の目的に賛同し、会費を納入した個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同した個人又は法人・団体

- 2 前項の会員のうち、個人会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人に個人会員として入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記載し当法人事務局に提出し、当法人の理事会の承認を受けなければならない。当法人の

理事会の承認があった場合には、入会金及び当該年度の会費を当法人事務局に納入して、入会が認められるものとする。

- 2 当法人に賛助会員として入会を希望する個人又は法人・団体は、入会申込書に必要事項を記載し当法人事務局に提出し、当法人の理事会の承認を受けなければならない。当法人の理事会の承認があった場合には、当該年度の賛助会費を当法人事務局に納入して、入会が認められるものとする。

(退会)

第7条 退会を希望する会員は、当法人事務局に退会届を提出しなければならない。

- 2 個人会員は、次の場合には退会したものとみなす。

- (1) 1年以上会費未納で催促に応じない場合
- (2) 死亡、会員本人の成年後見及び保佐開始の審判があった場合

- 3 賛助会員は、次の場合には退会したものとみなす。

- (1) 個人の賛助会員は、死亡、会員本人の成年後見及び保佐開始の審判があった場合
- (2) 法人の賛助会員は、法人又は団体の消滅、解散、破産及びそれに準ずる事由があった場合

(除名)

第8条 会員が当法人の目的に反する行為があったとき、当法人の名誉を著しく損なう行為をしたときについては、社員総会の決議により除名することができる。

(会費)

第9条 会費は会員の種類により、個人会費と賛助会費に分ける。

- 2 個人会員は、所定の会費を毎事業年度末までに納めなければならない。
- 3 入会金及び会費は社員総会の定めるところによる。
- 4 賛助会費は口数による。
- 5 既納の会費は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

(個人会員の権利)

第10条 個人会員は次の権利を行使することができる。

- (1) 定款の閲覧（法人法第14条第2項）
- (2) 社員名簿の閲覧等（法人法第32条第2項）
- (3) 社員総会の議事録の閲覧等（法人法第57条第4項）
- (4) 社員の代理権証明書書面等の閲覧等（法人法第50条第6項）
- (5) 議決権行使書面の閲覧等（法人法第51条第4項及び第52条第5項）
- (6) 計算書類等の閲覧等（法人法第129条第3項）
- (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等（法人法第229条第2項）
- (8) 合併契約等の閲覧等（法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項）

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、個人会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第13条 社員総会は、当法人の運営規程に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員総会の1週間前までに社員に通知しなければならない。但し、書面表決又は電磁的方法による書面表決を行う場合は、社員総会の2週間前までに社員に通知しなければならない。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 事業計画、予算の承認

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 定款の変更

(4) 支部の設置、変更

(5) 事業の全部又は一部の譲渡

(6) 解散及び残余財産の帰属の決定

(7) 会員の除名

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 社員総会の議事の要項及び決議事項は、社員に通知又は公示する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、社員総会に出席している社員から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会は総社員の過半数以上で成立し、出席した社員の議決権の過半数にあ

たる多数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、以下の決議については、社員の過半数以上が出席した社員総会において、その3分の2をもってこれを決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (3) 会員の除名
- (4) 理事・監事の選任・解任
- (5) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (6) その他法令で定められた事項

3 社員は、委任状その他代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の社員である代理人によってその議決権を行使することができる。

4 理事会において社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、事務所に10年間備え置かなければならない。第17条第3項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面及び第17条第4項に規定する議決権行使書についても同様とする。

第5章 理事・監事

(理事・監事の設置)

第19条 当法人には次の理事・監事を置く。

- (1) 理事長（代表理事） 1名
- (2) 副理事長 1名以上2名以内
- (3) 支部長 2名以上（支部の総数に準ずる）
- (4) 部局長 2名以上（部局の総数に準ずる）
- (5) 監事 2名

2 当法人の理事は、理事長、副理事長、支部長及び部局長とする。

(理事・監事の選任)

第20条 理事・監事は、社員総会の決議によって個人会員の中から選任する。

(理事長の権限)

第21条 理事長（代表理事）はこの法人を代表し、その業務を執行し、会務を総括する。

(副理事長の権限)

第22条 副理事長は理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また理事長に事故があ

ったときは、必要があれば新理事長が選任されるまで理事長があらかじめ指名した順序によって副理事長がその職務を代行する。

(支部長の権限)

第23条 支部長は、理事会を構成し、当法人の運営における重要事項を審議し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

(部局長の権限)

第24条 各部局長は、部局を主催し、当法人の日常業務を行うとともに、各々の部局の審議事項を検討し、理事会での審議を依頼する。

(監事の権限)

第25条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

- 2 理事・監事の員数を欠く場合は、新たに選出を行う。補欠の理事・監事の任期は、任期満了前に退任した理事・監事の任期の満了時までとする。
- 3 理事又は監事が第19条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(損害賠償責任の免除)

第27条 当法人は法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第28条 当法人には理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事外の者に対して、理事会が許可すれば出席できる。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の運営及び業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 社員総会に付議する事項
- (4) 理事長（代表理事）、副理事長の選定及び解職
- (5) 事業報告及び収支決算、計算書類等の承認
- (6) 事業計画及び収支予算の承認
- (7) 部局員・委員の監督・解職
- (8) 当法人への入会承認
- (9) その他法律によって理事会決議事項と定められている事項

（開催・招集）

第30条 理事会は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

- 2 理事会は理事長が必要と認めたとき、又は全理事の3分の2以上の要求がある場合に理事長が招集する。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 4 理事会の招集は、会議の1週間以前に書面又は電磁的方法により通知を発送しなければならない。
- 5 理事長は、理事に、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。
- 6 理事会の事務連絡は事務局長が行う。

（議長）

第31条 理事会の議長は理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

（決議等）

第32条 理事会の決議は、決議について特別利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合には、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。但し、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

（議事録）

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。但し、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、事務所に10年間備え置かなければなら

ない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(臨時理事会)

第34条 理事長は必要に応じて臨時理事会を開催することができる。

- 2 招集について第30条に従うものとする。
- 3 臨時理事会の事務連絡は事務局長が行う。

(理事会規程)

第35条 理事会に関する事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める規程による。

第7章 部局・委員会

(部局)

第36条 当法人は次の部局を置く。

- (1) 事務局
 - (2) 財務部
 - (3) 企画調整部
 - (4) 情報部
 - (5) 編集部
 - (6) 実験動物福祉部
 - (7) その他、理事会が必要と認めたもの
- 2 部局の活動・内容については、別途理事会で定める運営規程に従う。

(委員会)

第37条 理事長は、特に専門的な事項を審議する機関として、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員には過半数を超えない限り、個人会員以外の者を委員とすることができる。

(委員長)

第38条 委員会の委員長は、理事長が個人会員の中から選出し、理事会の承認を受ける。

(招集・出席)

第39条 各部局会、委員会は必要に応じ、その長が招集する。

- 2 理事・監事は各部局会や委員会に出席し、意見を述べることができる。

第8章 支部

(設置)

第40条 当法人の事業を行うために支部を置く。

- 2 支部の設置は社員総会の決議による。

(支部規約)

第41条 支部内において支部規約を定めることができる。但し、当法人の定款に反してはならない。

(支部事務局)

第42条 各支部には支部事務局を置くことができる。

(支部役員)

第43条 支部には、支部長、副支部長、支部監事等必要な役員を置く。

(支部員)

第44条 個人会員は、原則として会員が所属する職場の住所地にある支部に属する。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(資産)

第46条 当法人の資産は、次の通りとする。

- (1) 会費（個人会費と賛助会費）
- (2) 事業賛助金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業から生ずる収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産管理)

第47条 当法人の資産の管理は、理事会の議決を経て、理事長が行う。

(会計)

第48条 当法人の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得た上で定時社員総会において報告するものとする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、会員移動状況書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で定時社員総会において報告するものとする。

2 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金)

第51条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。社員総会の決議は総社員の過半数以上が出席し、その3分の2をもってこれを決する。

(合併等)

第53条 社員総会の決議によって他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。社員総会の決議は総社員の過半数以上が出席し、その3分の2をもってこれを決する。

(解散)

第54条 当法人は法人法に定められた事由によるほか、社員総会の決議によって解散することができる。社員総会の決議は総社員の過半数以上が出席し、その3分の2をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第55条 当法人を清算する場合において法人が有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人の目的に類似する団体又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 その他

(公告の方法)

第56条 当法人の公告は、電子公告により行う。

(事務局)

第57条 当法人の事務は、当分の間外部機関に委嘱する。

2 委嘱する外部機関については、理事会で決定する。

(名誉会員、顧問)

第58条 当法人は社員総会の決議を経て名誉会員、顧問を置くことができる。

2 名誉会員は終身とする。

3 顧問は理事長経験者から選任される。

4 名誉会員、顧問に関する細則は別に定める。

(運営必要事項)

第59条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会により別途定める。

附 則

- 1 第45条の規定にかかわらず、当法人の最初の事業年度は、設立の日から平成29年8月31日までとする。
- 2 当法人の設立初年度、次年度の事業計画及び予算は、第14条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。なお、これを変更する場合は理事会の承認で足りる。
- 3 当法人の設立時の役員等は、第19条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

設立時代表理事（理事長）	坂本 雄二
設立時理事（副理事長）	小木曾 昇
設立時理事（副理事長）	中野 洋子
設立時理事	一戸 一晃
設立時理事	樫木 勝巳
設立時理事	牧 宏信
設立時理事	渡邊 利彦
設立時理事	武井 信貴子
設立時理事	室田 宏之
設立時理事	高橋 智輝
設立時理事	伊藤 恒賢
設立時理事	江藤 智生
設立時理事	前田 典彦
設立時理事	武智 眞由美
設立時理事	野口 和浩
設立時理事	後藤 一雄
設立時監事	瀧澤 芳夫
設立時監事	鵜飼 学

2 理事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本実験動物技術者協会（以下、「本協会」という。）定款（以下、「定款」という。）第35条及び第59条に基づき、本協会の理事会の運営、理事長の諮問組織である委員会及び評議員会の設置と運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 理事会は、定款第29条の定める職務以外に次の事項の審議を行う。

- (1) 個人会員・賛助会員の入会
- (2) 名誉会員・顧問の推薦
- (3) 評議員の任命及び解職並びにその他評議員会に関する事項
- (4) 部局員・委員の任命及び解職並びにその他委員会に関する事項
- (5) 日本実験動物技術者協会総会（以下、「全国総会」という。）を開催に関する事項
- (6) 本協会が与える賞及び顕彰に関する事項等
- (7) 関係学協会との連絡
- (8) 事務局の選定と契約
- (9) その他、本協会の運営に必要な事項

(監事の出席)

第3条 理事長は、理事会に少なくとも1名の監事の出席を求めるものとする。

(開催等)

第4条 理事会は、事業年度毎に全国総会に合わせて1回開催し、その他の時期に1回以上開催する。

(資料の送付)

第5条 理事長は、予め議事案件及び必要資料等を各理事に送付できる。

(持ち回り審議)

第6条 理事会の開催に替えて電磁的記録による審議事項の提案があった場合には、理事の電磁的記録による意思表示は、定款32条第2項に規定される書面と同様に取り扱うものとする。

(情報開示)

第7条 理事長は、理事会の開催後に審議事項並びに議決事項等に関する議事録を理事・監事に送付し、定時社員総会で配布する総会議事（案）に掲載する。

(委員会)

第8条 理事長は、定款第37条に基づき、専門的な事項を審議する機関として個人会員を長とした委員会を、理事会の議を経て設置することができる。

- 2 委員会の設置期間は、設置した理事長の在任期間までとし、その継続を妨げない。
- 3 委員長の任期は、担当する委員会を設置した理事長の在任期間までとし、その再任を妨げない。

(委員の任命)

第9条 理事長は、定款第37条第2項で定められた範囲において委員長からの推薦を受けた者を、理事会の議を経て委員に任命する。

- 2 委員の任期は、任命した理事長の在任期間までとし、その再任を妨げない。

(評議員会)

第10条 理事長は、広く個人会員からの意見を聴取するための機関として、本規程第11条に定めた評議員からなる評議員会を設置する。

- 2 理事長は、理事会において審議された事項のうち、必要な事項についての意見を評議員会において評議員から聞くことができる。
- 3 理事、監事及び委員長は、やむを得ない事情がない限り、評議員会に出席するものとする。
- 4 評議員会は、全国総会の開催に合わせて開催する。
- 5 評議員会の議長は、理事あるいは評議員の互選による。

(評議員の任命)

第11条 理事長は、本規程第12条の規定に基づき支部長が選定した個人会員を、理事会の議を経て評議員に任命する。

- 2 評議員の任期は、2事業年度とし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定に関わらず、評議員は、理事長が選任される社員総会毎に新たに任命されるものとする。
- 4 評議員は、無報酬とする。

(評議員の員数)

第12条 支部長が選定できる評議員の員数は、支部毎に4名とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支部に所属する個人会員の員数が50名を超える場合には、所属の個人会員の員数を50で除した数(小数点以下は切り捨て)を評議員の員数として、前項で規定した員数に追加するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(その他)

第14条 この規定に定めるもののほか、理事会及び委員会、評議員会に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 本規程は平成30年10月7日より施行する。
- 2 令和2年10月24日一部改訂

3 部局運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本実験動物技術者協会（以下、「本協会」という。）
定款第36条第2項に基づき、本協会の部局の運営に関し、必要な事項を定める。

(部局員)

第2条 部局には、個人会員で構成される若干名の部局員をおく。

(任命)

第3条 理事長は、部局長が選定した部局員を理事会の議を経て部局員に任命する。

(職務)

第4条 部局は、別表1に示した事項についての職務を担う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、部局に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

附 則

1 本規程は平成30年10月7日より施行する。

別表1 部局の職務

部 局 名	職 務 内 容
事務局	(1) 社員総会の総会議事(案)書の作成 (2) 社員総会並びに理事会の議事録の作成 (3) 機関誌及び広報誌等の発行に関する事項 (4) 事務等に関する事項
財務部	(1) 本協会における会計業務等に関する事項
情報部	(1) 本協会の事業等に関わる情報の収集及び提供に関する事項 (2) ホームページ及びメーリングリスト等の整備と運営に関する事項 (3) 広報誌の編集及び制作に関する事項
企画調整部	(1) 規程等の整備に関する事項 (2) その他、企画及び調整等に関する必要な事項
編集部	(1) 機関誌の査読、編集及び制作に関する事項 (2) その他、広報誌を除く印刷物等の編集及び制作に関する事項
実験動物福祉部	(1) 実験動物福祉に関する情報の収集及び提供に関する事項 (2) 実験動物福祉に関する広報活動等に関する事項 (3) その他、実験動物福祉に関する必要な事項

4 運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本実験動物技術者協会（以下、「本協会」という。）定款（以下、「定款」という。）第59条に基づき、本協会の運営に関し、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程で用いる用語の意義は、以下のとおり定める。

- (1) 事務局 定款第57条に基づき定められた主たる事務を行う法人をいう。
- (2) 申込書等 本協会の理事会が定めた入会申込・登録内容変更・退会の届けをいう。
- (3) 会員等 本協会の個人会員と賛助会員をいう。
- (4) 所在地等 個人会員の現住所及び勤務する事業所の住所、又はその事業所を統括する法人等の住所をいう。
- (5) 協賛会員 会員等以外で支部が独自に募った法人、団体並びに個人をいう。
- (6) 機関誌等 機関誌と広報誌をいう。
- (7) 全国総会 日本実験動物技術者協会総会をいう。
- (8) 大会長 全国総会の開催を主管する責任者をいう。
- (9) 副大会長 全国総会において大会長を補佐し、又は大会長の責務を代行する者をいう。
- (10) 主管支部 全国総会の開催を主管する支部をいう。

第2章 支部・個人会員

(支部の区域)

第3条 本協会定款第40条に基づき設置する支部の区域は、別表1のとおりとする。

- 2 支部の区域の変更は、理事会の議を経て行う。

(支部の設置)

第4条 支部は、40名以上の個人会員をもって設置できる。

- 2 支部を新たに設置しようとする者は、40名以上の個人会員が支部の設置に賛意を示している書面を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、前項の申し出後、理事会の議を経て支部の設置に関して社員総会に発議するものとする。

(支部の統廃合)

第5条 支部長は、支部を構成する個人会員による議を経て、理事長に支部の統廃合を申し出ることができる。

- 2 理事長は、前項の申し出後、理事会の議を経て支部の統廃合に関して社員総会に発議するものとする。

(所属の原則)

第6条 個人会員は、所在地等の行政区分に従い、別表2に示した支部に所属することとする。

- 2 退職した個人会員は、前項の規定に関わらず退職前に所属していた支部に所属することができる。

(制限の解除)

第7条 個人会員は、以下の理由がある場合、前条の規定に関わらず希望する支部に所属することができる。

- (1) 個人会員が、希望する支部に所属することにより当人の本協会における活動が円滑となると判断した場合
- (2) そのほか、已を得ない事情があると理事会で決定した場合

- 2 個人会員は、前項で定めた規定を適用する場合には、自らの意思で事務局にその旨を申し出なければならない。

(情報管理等)

第8条 支部は、それぞれの支部の事業に関わった個人の情報等を適切に取り扱うものとする。

- 2 支部は、それぞれの支部の運営に関わる情報等の保管に関して必要な措置を講じるものとする。

(支部の事業)

第9条 支部は、定款及びそのほか、本協会の理事会が定めた規程等に反しない限り、独自に事業を行うことができる。

- 2 支部は、前項で定めた事業を行うため、協賛会員を募ることができる。
- 3 支部は、定款及びその他、本協会の理事会が定めた規程等に反しない限り、協賛会員の名称を定めることができる。

(情報の共有化)

第10条 支部は、本協会での情報の共有化を図るために、当の支部が作成及び発行した出版物等を、事務局並びにその他の支部に1部以上を提供することとする。

(手続き開始時期)

第11条 会員等の本協会の入会もしくは退会、並びに会員等の氏名もしくは法人名、所属、書類送付先の住所等の連絡先及びその他、社員名簿等に記載された内容を変更する手続きは、事務局に申込書が送付され、事務局がこれを受理した後に開始する。

(入会の手続き)

第12条 事務局は、定款で定めた入会申込書を受理後、以下の手続きを行うこととする。

- (1) 入会の可否を決定するために理事会に入会の申込に関して報告する。
 - (2) 理事会において入会の承認が決定された申請者にはその結果を通知するとともに、入会金及び当該年度の会費を請求する。
 - (3) 理事会において入会の承認が否決された申請者にはその結果を通知する。
 - (4) 入会金及び当該年度の会費の納入を確認後、社員名簿に氏名等を記載するとともに所属支部に入会が認められた旨通知する。
- 2 事務局は、入会の承認非承認に関わらず、入手した個人の情報等を適切に管理するものとする。

第3章 事業

(機関誌)

- 第13条 本協会は、定款第4条(4)に基づき、機関誌「実験動物技術」を発行する。
- 2 機関誌の英文表記を「The Journal of Experimental Animal Technology」とし、「J. Exp. Anim. Technol.」と略す。
 - 3 機関誌は、事業年度毎に2回発行し、通し番号を付与する。
 - 4 機関誌の制作等は、別に定める規程等に基づき行うこととする。

(広報誌)

- 第14条 本協会は、定款第4条(4)に基づき、広報誌を発行する。
- 2 広報紙は、事業年度毎に1回もしくは2回発行する。
 - 3 広報誌の制作等は、別に定める規程等に基づき行うこととする。

(機関誌等の配布)

- 第15条 本協会は、機関誌等の発行時に個人会員であった者に1部ずつ及び賛助会員であった法人については1口につき1部ずつ機関誌等を配布する。

(全国総会)

- 第16条 本協会は、定款第4条の規定に基づき、やむを得ない場合を除き事業年度毎に1回、全国総会を開催する。
- 2 全国総会は、支部の持ち回りでその開催を主管し、主管支部の支部区域で開催することとする。
 - 3 主管支部は、開催予定事業年度の2事業年度前の社員総会までに理事会の議を経て決定する。

(大会長)

- 第17条 主管支部の支部長は、大会長となり、全国総会の開催及び運営並びに催し物等に関して統括する。
- 2 前項の規定に関わらず、やむを得ず主管支部の支部長が大会長の責務を果たせない場合には、主管支部の個人会員の中から代行者を主管支部の支部役員が選定し、理事会の議を経て理事長が任命する。

3 全国総会には、副大会長をおくことができ、主管支部の個人会員の中から主管支部の支部長もしくは支部役員が選定し、理事長が任命する。

4 そのほか、全国総会の開催に関わる事項は、理事会の議を経て決定する。

(社員総会)

第18条 定時社員総会は、全国総会の開催時に合わせて開かれるものとする。

2 臨時社員総会は、東京都内（島嶼部を除く）で開催するものとする。

(社員総会の議長)

第19条 社員総会の議長は、社員総会に出席している個人会員の互選により選ばれることとする。

2 定時社員総会の議長に自薦あるいは他薦がなかった場合、議長には、本協会の事務局長から定時社員総会の開催時の大会長を推薦する。

3 臨時社員総会の議長には、臨時社員総会に出席している理事の互選により選ばれることとする。

(賛助会員の招待)

第20条 本協会は、全国総会に賛助会員1口につき、1名を全国総会の参加費を徴収せずに招待する。

(非会員の参加料等)

第21条 本協会の事業に個人会員以外の個人を受け入れる場合、その参加料等は、非会員（一般）の場合が個人会員の参加料の2割増し以上とし、非会員（学生）の場合は個人会員の半額以上とする。

2 前項の事業とは全国大会等をいう。

3 非会員（一般・学生）が本協会の機関誌等に掲載する場合の料金は別に定める。

第4章 その他

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、本協会の運営に関する事項は、理事会の議を経て別に定める。

附 則

1 本規程は平成30年10月7日より施行する。

2 日本実験動物技術者協会運営規約及び日本実験動物技術者協会運営規程は、平成30年10月6日に廃止する。

3 この規程の施行後、第12条第3項の規定に基づく通し番号は、同号の規定に関わらず前項の規定により廃止された日本実験動物技術者協会運営規程に定められた通し番

号に引き続くものとし、通算する。

- 4 この規程の施行後、第16条及び第17条の規定に関わらず第52回及び第53回全国総会は、この規程の施行前の理事会において審議した結果を引き継ぐものとし、それぞれの主管支部を九州支部及び関西支部とする。
- 5 令和3年3月20日に一部改正した。

別表2 支部の区域

支部名	地域名	行政区分
北海道支部		北海道
奥羽支部		青森県・秋田県・岩手県
東北支部		山形県・宮城県・福島県
関東支部	関東	栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県
	甲信越	新潟県・長野県・山梨県
東海北陸支部	東海	静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
	北陸	富山県、石川県、福井県
関西支部	関西	滋賀県・京都府・奈良県・大阪府・和歌山県・兵庫県
	中国	鳥取県・岡山県・島根県・広島県・山口県
	四国	香川県・徳島県・愛媛県・高知県
九州支部		福岡県・大分県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

5 財務規程

第1章 総則

(名称)

第1条 この規程は一般社団法人日本実験動物技術者協会財務規程（以下本規程という）と呼ぶ。

(目的)

第2条 本規程は（一社）日本実験動物技術者協会（以下本協会という）の会計・財務等について規定し、その運営の公正と正確を図ることをもって目的とする。

(財務部)

第3条 本協会の会計・財務等の事務は財務部が行う。

2. 出納の責は、本部では財務部が、支部では会計担当者が負う。

(会計年度)

第4条 本協会の会計年度は毎年9月1日に始まり翌年8月末日をもって終わる。

第2章 予算

(予算)

第5条 本協会の財務は予算による。

(予算編成)

第6条 予算は次により編成する。

(1) 各部局および各支部予算案（本部支出に関わるもの）を財務部で取りまとめる。

(2) 理事会の決議、評議員会の承認を経て、全国総会にて議決される。

2. 前項において全国総会で修正されても、9月1日以降の全国総会までの行為は有効なものとする。

第3章 決算

(決算手順)

第7条 決算の手順は次の通りとする。

(1) 財務部が決算書を作成する。

(2) 理事長は直ちに監査を請求し、監事の監査を受ける。

(3) 理事会の決議、評議員会の承認を経て、全国総会で議決される。

第4章 計算

(勘定科目)

第8条 本協会の会計における勘定科目は次の通りとする。

I. 収入の部

II. 支出の部

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 経営収益 | (2) 経常費用 |
| 1) 入会金 | 1) 事業費 |
| 2) 会費 | 2) 管理費 |
| 3) 一般事業収入 | 3) 減価償却費 |
| 4) 総会事業収入 | 4) 法人税等 |
| 5) その他 | |

2. 経常収益のうち一般事業収入は講演会事業収入、会誌発行事業収入、資料等販売収入およびその他の収入をもって計算する。
3. 経常費用のうち事業費は講演会事業費、総会運営費、会誌発行事業費、表彰経費およびその他をもって計算する。
4. 経常費用のうち管理費は理事会等会議費、事務費・通信運搬費、旅費、修繕費、租税公課、交際費、支払手数料、支払報酬、業務委託費、選挙管理費、事務・消耗品費、雑費および予備費から計算される。
5. 経常費用の経費負担は、「事業における経費の負担に関する申し合わせ」に従う。

(会費)

第9条 会費は毎事業年度末日までに徴収する。

(賛助会費)

第10条 賛助会費は理事長の名によって徴収する。

2. 賛助会費は口数とし、一口の金額は理事会で定める。

(協賛会費)

第11条 協賛会費は支部長の名によって徴収する。

2. 協賛会費は口数とし、一口の金額は支部役員会で定める。

(掲載料・広告料)

第12条 一般事業収入のうち会誌（機関誌・広報誌）およびその他の発行物の掲載料および広告料等については理事会で定める。

2. 支部事業における支部会報およびその他の発行物の掲載料および広告料等については、支部役員会で定める。

(講演会・講習会事業費)

第13条 講演会・講習会に出席する講師の旅費および謝金を「旅費細則」および「謝礼金支給細則」により支給する。

2. 本協会情報部が承認した支部が行う本部共催講演会・講習会は、助成として講師の旅費および謝金を支給することができる。助成は原則として1支部につき年に2回以内とし、1回につき講師1名とする。

(総会運営費)

第14条 事業費のうち総会運営費は全国総会および本総会の懇親会に係る会場費、謝金、

旅費、飲食費、人件費、通信費および管理費をもって計算する。

2. 全国総会には開催地の諸事情を勘案し、理事会の議を経て本部助成を交付することができる。

(会誌発行事業費)

第 15 条 管理費のうち会誌発行事業費は会誌（機関誌・広報誌・支部会報等）発行に係る印刷・編集および発送費ならびに原稿執筆者への謝金をもって計算する。機関誌および広報誌は年 2 回発行として計算する。

(表彰経費)

第 16 条 管理費のうち表彰経費は研究奨励賞、顕彰、実験動物福祉奨励賞、実験動物技術功労賞およびその他表彰に係る経費をもって計算する。

(理事会等会議費)

第 17 条 管理費のうち理事会等会議費は、理事会、各部局・委員会、支部役員会に関わる会場費、飲食費、旅費、通信費、会議費および印刷費をもって計算する。

2. 本協会の会議における旅費計算は、「旅費細則」に準拠する。顧問についてはこの限りではない。

(事務費・通信運搬費)

第 18 条 管理費のうち事務費・通信運搬費は、講演会・講習会事業、総会運営および理事会等以外の事務用品、消耗品、印刷費、発送費、電話料およびインターネット料金をもって計算する。

2. 郵便料は郵便切手でもって支給することができる。

(旅費)

第 19 条 管理費のうち旅費は、講演会・講習会、総会（全国大会）および理事会等の会議に係る旅費以外の旅費をもって計算され、「旅費細則」により支給される。

(修繕費)

第 20 条 管理費のうち修繕費は修繕に係る費用等をもって計算する。

(租税公課)

第 21 条 管理費のうち租税公課は印紙代、固定資産税、法人税等をもって計算する。

(交際費)

第 22 条 管理費のうち交際費は理事長渉外費、慶弔費および寄付金等をもって計算する。

2. 理事長渉外費は支部地域等への活性化を促すための旅費、会議費をもって計算する。

(支払い手数料)

第 23 条 管理費のうち支払い手数料は、振込手数料等をもって計算する。

(支払い報酬)

第 24 条 管理費のうち支払い報酬は、弁護士、税理士等への報酬費用をもって計算する。

(業務委託費)

第 25 条 管理費のうち業務委託費は、本部勘定、本部の事務所費および広告委託費をもって計算する。

(選挙管理費)

第 26 条 管理費のうち理事長選挙に係る費用をもって計算する。

(事務所費)

第 27 条 管理費のうち事務所費は事務所設置に必要な諸費用とする。

2. 人件費は時給とし、理事会の議による。

(雑費)

第 28 条 管理費のうち雑費は上記に記載された管理費以外の費用をもって計算する。

第 5 章 支部会計

(会計担当者)

第 29 条 支部に会計担当者を置かなければならない。

(予算案)

第 30 条 支部の予算案は、任意の日に財務部へ提出するものとする。

(決算報告)

第 31 条 支部の決算報告書は、会計年度終了後速やかに財務部へ提出するものとする。

第 6 章 部局・委員会会計

(支出責任)

第 32 条 部局・委員会の支出は財務部の収支の状況を勘案し、各長の責任において支出し速やかに財務部へ報告するものとする。

第 7 章 監 査

(責務)

第 33 条 監査は同日に合議で行う。

2. 監事は決算完結後、速やかに監査を実施するものとする。

(報告)

第 34 条 監査報告には理事会の議による旅費が支給される。

2. 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

附 則

- 1 本規程は昭和 59 年 9 月 22 日から実施する。
- 2 この規程は昭和 63 年 4 月 3 日一部改正
- 3 この規程は平成 3 年 5 月 19 日一部改正

- 4 この規程は平成 6 年 3 月 20 日一部改正
- 5 平成 9 年 6 月 27 日規約一部改正に伴い一部訂正
- 6 この規程は平成 11 年 6 月 25 日一部改正
- 7 この規程は平成 13 年 5 月 11 日一部改正
- 8 この規程は平成 15 年 5 月 30 日一部改正
- 9 この規程は平成 29 年 4 月 1 日一部改正
- 10 この規程は令和 2 年 2 月 15 日一部改正

6 役員選挙選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本実験動物技術者協会（以下「本協会」という。）定款（以下「定款」という。）第19条に基づく、本協会の理事・監事及び理事会規程第11条に定める評議員の選挙及び選出方法に関し、必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この規程にいう役員は、本協会定款第19条で定める理事・監事及び理事会規程第11条に定める評議員をいう。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 支部長
- (4) 部局長
- (5) 監事
- (6) 評議員

2 前項に定める(3)支部長は支部長理事及び(4)部局長は部局長理事をいう。

(任期)

第3条 役員のうち理事・監事の任期は定款第26条で定める選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任をさまたげない。

2 役員のうち評議員の任期は理事会規程第11条第2項及び第3項に定める9月から翌年8月末までの2事業年度とし、再任を妨げない。

第2章 選挙管理委員会

(委員会)

第4条 選挙管理委員会（以下選管委という。）は理事長候補者を選出するために組織される。

2 選管委は理事長選挙年の前年に組織する。

3 理事長候補者の投票は選管委を除くものとする。

(構成)

第5条 選管委の構成は次による。

- (1) 事務局長を委員長とし、理事長が被選挙権を有しない個人会員中より委嘱した5名の委員により構成する。
- (2) 事務局長が被選挙者となった場合は、前号の規程にかかわらず、理事長が別に委員長を任命する。

(手続)

第6条 選管委が合議で行った手続きは正当とみなす。

第3章 理事長候補者

(選出)

第7条 理事長候補者は、支部長理事と評議員の投票により選出される。

2 理事長候補者は理事長改選年の社員総会で選任されて理事長となる。

(条件)

第8条 被選挙権者は、本協会理事を経験した者とする。

2 被選挙者は、被選挙権者のうち立候補または、評議員5名以上の推薦があった者とする。

3 立候補届出書は別途書式を定め、立候補者の自署と押印を必要とする。

4 評議員による推薦書は別途書式を定め、推薦する評議員の自署と押印を必要とする。

5 立候補届出書並びに推薦書の郵送には封筒に立候補届出書または推薦書である旨を明記する。

6 立候補届出書と被選挙者の推薦書の開封時は監事を立会人とする。

(日程)

第9条 選管委は、次の日程により理事長候補者選挙を実施する。

(1) 1月に公示し、被選挙権者並びに評議員に選出手続きの詳細について送付する。

(2) 公示翌月に、被選挙権者名簿の作成および被選挙権者への名簿掲載の通知と立候補の意志を確認する。

(3) 公示翌月に、評議員に対し被選挙権者名簿を送付し、被選挙者の推薦を依頼する。

(4) 公示後2カ月に、前号で立候補または推薦のあった者について辞退意志の有無を確認する。

(5) 定められた期限内に辞退意志の表示がない場合は、立候補したものとみなす。

(6) 公示後3カ月に、被選挙者(候補者)名簿を付し投票用紙を支部長理事と評議員に送付する。

(7) 公示後4カ月に投票を終了し、監事を立会人として開票を行う。

(8) 公示後4カ月に、当選確認書を交付し、選挙結果を公表(支部連絡)後、選管委を解散する。

(辞退)

第10条 本規程第9条第4号による被選挙者であることを辞退できる場合は次による。

(1) 死亡及びそれに準ずる場合

(2) 1年以上の加療を要する疾病

- (3) 実験動物に関連する以外の職への転出
- (4) 6カ月を越える海外出張
- (5) その他本人が理事長としての業務遂行に重大な支障が生ずるおそれのある場合

(名簿)

第11条 選管委は、本規程第9条第5号の名簿作成にあたり、次のことを明記しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 年令
- (3) 所属
- (4) 本協会理事在任期間および通算年数
- (5) 立候補および評議員からの推薦の区別
- (6) 評議員からの推薦の場合は、推薦した評議員の氏名

(用紙)

第12条 投票用紙は、この選挙のための連番号を付し、選管委員長印を押印する。

(投票)

第13条 投票は単記、無記名とする。

- 2 投票は郵送で行う方法の他、必要であれば電磁的な方法にて行う。

(無効)

第14条 次の投票と立候補届出書および推薦書は無効とする。

- (1) 郵送で行う場合、締切日を過ぎた消印のもの、または消印がないもの
- (2) 電磁的な方法において締切日を過ぎて送信されたもの
- (3) 2名以上の候補者（被選挙者）を記名したもの
- (4) 被選挙権者以外の推薦書または被選挙者（候補者）以外の投票
- (5) 管理番号に該当しない投票用紙による投票

(交付)

第15条 選管委は、最多得票者を当選者とし、当選確認書を交付する。

- 2 最多投票数が同数の場合は、理事の経験年数が少ない者を上位とする。
- 3 理事経験年数が等しい場合は、年齢及び生年月日の若い者を上位とする。

(無投票)

第16条 被選挙者が1名の場合は、無投票により当選を確定する。

第4章 副理事長候補者および部局長理事候補者

(選出)

第17条 副理事長候補者および部局長候補者の選出は理事長候補者の指名による。

- 2 理事長候補者は、当選確認書の交付後2カ月中に副理事長候補者および部局長候補者を選出しなければならない。

- 3 副理事長候補者及び部局長理事候補者の選出にあたっては、それぞれ責任者を想定して人選しなければならない。

第5章 支部長理事候補者および評議員 (選出)

- 第18条 理事長就任日に支部長である者はすべて支部長理事候補者となる。
 - 2 各支部は、理事長就任年の事業開始日の2カ月前までに支部長理事候補者および評議員を本部事務局に報告しなければならない。
 - 3 各支部の支部長及び評議員の選出方法については公平性を鑑み支部の規約等により別途定める。
 - 4 支部長の任期は各支部の定めによるものとする。
 - 5 支部長の任期が支部長理事の任期途中で変更されても支部長理事の任期は継続するものとする。
 - 6 但し、支部からの要請があれば理事会の審議を経て、総会で支部長理事候補を選任することができる。
 - 7 評議員の各支部定数は、理事長就任年の前年度事業開始日の地区別会員数により決定する。
 - 8 評議員の任期途中で変更があった場合は、本部事務局へ報告しなければならない。

第6章 監事候補者 (選出)

- 第19条 監事候補者の選出は理事長候補者の指名による。
 - 2 理事長候補者は、当選確認書の交付を受けた日から2カ月以内に監事候補者を選出しなければならない。

第7章 社員総会の選任 (選任)

- 第20条 定款第14条および第20条により理事長、副理事長、理事および監事の候補者は、社員総会で選任されなければならない。

附 則

- 1 本規程は2019年(平成31年)2月18日より施行する。
- 2 日本実験動物技術者協会役員選挙選出規程は2019年(平成31年)2月17日に廃止する。
- 3 本規程第8条の条件は任意団体の期間を含めるものとする。
- 4 平成31年2月16日一部改訂

7 表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本実験動物技術者協会（以下、「本協会」という。）定款（以下、「定款」という。）第59条に基づき、本協会が定める賞及び顕彰に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本協会は、実験動物技術の発展に尽力し、貢献したと認められる個人に次条で規定する賞及び顕彰を与えて表彰することにより、定款第3条に掲げる目的のより一層の推進を図ることとする。

(賞及び顕彰)

第3条 本協会は、以下の賞及び顕彰を設けるものとする。

- (1) 研究奨励賞
- (2) 実験動物技術功労賞
- (3) 一般社団法人日本実験動物技術者協会顕彰
- (4) 実験動物福祉奨励賞

2 前項に定める賞及び顕彰の選考の基準及びその方法は、別表3のとおりとする。

(選考委員会)

第4条 研究奨励賞及び実験動物福祉奨励賞の選考委員会の設置は、別に定めた細則にしたがうものとする。

(推薦手順)

第5条 一般社団法人日本実験動物技術者協会顕彰の推薦は、別紙2の様式を用いて行うこととする。

(表彰する人数)

第6条 賞及び顕彰を授与する人数は、事業年度毎に制限を設けない。

(表彰)

第7条 表彰は、事業年度毎に定時社員総会において理事長が行う。

(副賞)

第8条 表彰者には、表彰の記念品として副賞を与えるものとする。

(担当事務)

第9条 表彰に関する事務は、関係する支部の協力を得て、事務局において行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 本規程は平成30年10月7日より施行する。
- 2 研究奨励賞選考規程、実験動物技術功労賞選考規程、日本実験動物技術者協会顕彰規程及び実験動物福祉奨励賞選考規程は、平成30年10月6日に廃止する。

別表3 賞・顕彰の表彰条件及び選考方法

賞・顕彰の種類	資 格	選考方法
研究奨励賞	表彰の前年の事業年度において機関誌「実験動物技術」に発表された優れた原著論文及び短報の筆頭著者で、3年以上会員歴を有する個人会員	研究奨励賞選考委員会で選考する。
実験動物技術功労賞	実験動物技術に関する創意工夫、業務の改善に長年にわたり取り組み、表彰予定の全国総会の開催を主管する支部が推薦した会員	表彰予定の全国総会の開催を主管する支部で選考する。
一般社団法人日本実験動物技術者協会顕彰	実験動物技術の発展及び普及並びに実験動物技術者の養成又は教育に尽力し、貢献してきた個人で、1名以上の理事から推薦された者	理事会で選考する。
実験動物福祉奨励賞	前事業年度中に開催された全国総会の一般演題の中から実験動物福祉分野においての創意工夫及び技術の開発に関して優れた成果の発表を行った個人会員	実験動物福祉奨励賞選考委員会で選考する。

8 「実験動物技術」投稿要綱

(2021年3月20日改正)

1. 投稿論文は実験動物に関する知識や技術の発展に寄与する以下に分類される未発表の論文とする。
 - 1) 原著 (Full paper) 独創性に富み、目的、結論等が明確なもの。
 - 2) 短報 (Brief note) 断片的な研究であっても、価値のある新しい知見を含むもの。
 - 3) 総説 (Review) 特定の主題について著書の視野に基づいて体系的にまとめたもの。
 - 4) 資料 (Reference) 知識・技術等を調査取りまとめたもので研究、技術に参考となるもの。
2. 投稿する著者は、筆頭が日本実験動物技術者協会の個人会員か否かを問わないが、個人会員、一般の非会員および学生の非会員に分け、その条件と料金を定める。但し、本協会編集部から依頼された原稿についてはこの限りではない。
3. 投稿原稿は審査員により査読を行い掲載の可否を判断する。
4. 投稿原稿は原則として、一般的なアプリケーションソフトを利用した電子データとして以下に述べる ファイルに分けて提出する。その際、用紙サイズは原則 A4 版とする。
 - 1) 論文本体(表紙から参考文献までのテキストを含むファイル)はマイクロソフト社の Word での作成が望ましい。
 - 2) 図はマイクロソフト社の PowerPoint, Word, Excel や JPEG, TIFF 等を用いぼやけた画像や小さい画像を提出することは避ける。
 - 3) 表はマイクロソフト社の Excel や Word 等を使用し作成する。
 - 4) 字体は標準的なフォントである MS 明朝や Times New Roman 等を用いる。
5. 論文の提出は CD に収めて郵送で提出するか、電子メールにファイルを添付して提出する。提出時は以下の内容を明記したテキストファイルを paper.txt のファイル名で添付する。添付資料1の記載例を参考にする。
 - 1) 論文表題
 - 2) 筆頭著者 (first author) 氏名と責任著者 (corresponding author) 氏名
 - ① 筆頭著者の氏名を記載する。
 - ② 責任著者が筆頭著者以外にいる場合は氏名を記載する。
 - i) 筆頭著者は通常、その論文の内容を十分理解し査読時に、共著者への同意、修正や回答を行う責任著者を担う。
 - ii) 筆頭著者以外に、論文執筆について責任著者を定める場合は、責任著者がわかるように記載する。
 - 3) 筆頭著者名と責任著者連絡先
 - ① 所属機関名、連絡先住所および電話番号を明記する。なお、E メールアドレス等の

連絡手段があれば記載する。

- 4) 送付するファイル名と使用したアプリケーションソフト名
6. 審査員の審査が終了し、最終的に論文が受理された時点で入稿用のデータを改めて提出する。
7. 原稿は、表題、図表、写真、参考文献を含めて、刷り上り頁数が 8 頁以内とし、超過分については著者が実費を負担する。
8. 論文の原稿の構成は以下とする。
 - 1) 第 1 頁に和文で論文の種類（原著、短報、総説、資料）表題、著者名、所属機関、所在地（郵便番号とも）、電子メールアドレスを明記する。
 - 2) 第 2 頁に英文で論文の種類（Full paper, Brief note, Review, Reference）、表題、著者名、所属機関、所在地（郵便番号とも）、電子メールアドレス、英文要約およびキーワード(アルファベット順、5 語以内)を明記する。
 - 3) 第 3 頁以降の記述の順は、原著論文は和文要約、序文、材料・方法、結果、考察、謝辞および文献とするが、短報、総説および資料はこの限りではない。
9. 文の書き出し及び段落を改行した場合は 1 字あけて書き出す。
10. 漢字は出来るだけ当用漢字の範囲内にとどめる。動物と植物の和名は原則としてカタカナ表記とし、動物、植物、微生物などの学名は斜体あるいは下線を引いて標記する。
11. 外国の地名、人名等は原語または英語綴りで記載し、固有名詞は最初の文字以外は小文字とする。
12. 数字はアラビア数字とし、度量衡の記号は原則として SI 単位を用いる。
例 m, mm, μm , nm, l, ml, μl , kg, g, mg, μg , ng, pg, h, min, s, $^{\circ}\text{C}$, rpm, Hz, Bz, %, ppm, pH, J, lx, and, dB).等
13. 略号を使用する場合は論文内に初めて使用するときに完全な語句を記載し、そのあとに略語を括弧内に記載する。なお、メートル法単位および以下の略号はその限りではない。
CD, cDNA, DNA, ELISA, Ig, IL, ip, mRNA, no., PBS, PCR, RTPCR, RNA, SPF, SD, SE, SEM.
14. 論文に記載された研究で動物実験を実施した場合は動物福祉や動物倫理に十分な配慮が取られている必要があり、以下の点について論文内に明記する。なお、原著論文は材料・方法の項目に記載する。
 - 1) それぞれの機関のガイドラインに従って実施し、機関の動物実験委員会で審査したことを示す（委員会の承認番号等）。
 - 2) 上記が難しい場合は動物福祉および倫理に十分に配慮したことを明記する。
15. 引用文献は、本文中の引用箇所の肩に引用順に文献番号を付け、本文の末尾に引用した順に並べる。

1) 雑誌の場合

著者名, (発行年), 表題, 雑誌名, 巻, 開始頁-最終頁.

例) 齋藤宗雄, 今井都奏, 橋本春夫, (2017), ビニールアイソレータの圧力変化を応用した空気漏洩の簡便な検査法の確立, 実験動物技術, 51, 41-46.

2) 単行本の場合

著者名, (発行年), 書名, 版, 開始頁-最終頁, 発行所, 発行地.

例) 笠井一弘(2007), アニマルマネジメント 動物管理・実験技術と最新ガイドライン, 第 1 版, 225-227, 株式会社アドスリー, 東京.

3) 電子資料の場合

発信機関名, ウェブページの名前, ウェブサイト名称, URL, (引用年月日 month day, year).

例) 日本学術会議. 日本学術会議, 年次報告・外部評価書,

http://www.scj.go.jp/ja/scj/nenji_hyoka/index.html (April 14, 2017).

16. 図, 表ならびに写真はそのまま製版できるようにし, 本文中にその挿入箇所を明記する。なお, 図表ならびに写真には必ず番号を記載する。表題, 説明文及び単語等は, 原則的に英語表記とする。
17. 受理され入稿の際, 写真は解像度によって印画紙に焼き付けたものの提出を求められることがある。カラー掲載は著者の実費負担とする。
18. 著者校正は原則として初校のみとし, その際新たな追加, 変更は認めない。それ以降は編集者の責任校正とする。
19. 本誌に掲載されている記事の著作権は日本実験動物技術者協会に帰属する。出版に際して実験動物 技術者協会から発行される著作権に関する承諾書(添付資料 2)に必要な事項を記載し論文採択後に原稿とともに提出する。
20. 論文掲載料は論文 1 編あたり別表 4 に定めるとおりとする。
21. 別刷り料金は別表 5 に定めるとおりとする。筆頭が非会員(一般・学生)の場合は, その 1.5 倍の料金とする。必要部数は初校の際に明記する。
22. 本誌の発行は 6 月と 12 月の年 2 回とする。
23. 原稿の送付および投稿に関する照会は下記宛とする。

〒 164-0003 東京都中野区東中野 4-27-37

株式会社アドスリー内

日本実験動物技術者協会 編集部事務局 TEL (FAX) 03-3363-7223

別表4 「実験動物技術」論文投稿の条件と料金表（2021年3月20日現在）

	種別	機関誌投稿の条件	機関誌掲載料
個人会員	一般	筆頭投稿可能	10,000円
	学生	筆頭投稿可能	10,000円
非会員	一般	筆頭投稿可能（但し責任著者は個人会員に限る）	50,000円
	学生	筆頭投稿可能（但し責任著者は個人会員に限る）	15,000円

別表5 「実験動物技術」別刷作成料金表（2017年10月現在）

部数	表紙付	表紙無	部数	表紙付	表紙無
50	15,100円	3,625円	300	32,090円	19,250円
100	18,330	6,750	350	35,635	22,375
150	21,770	9,875	400	39,600	25,500
200	25,420	13,000	450	42,410	28,625
250	28,965	16,125	500	46,375	31,750

※表は筆頭が個人会員の場合の料金である。非会員（一般・学生）の場合は表の1.5倍の料金とする。

9 旅費細則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本実験動物技術者協会における旅費の支払いに関し、必要な事項を定める。

(種類)

第2条 旅費は、交通費・宿泊費とする。

2. 旅費は、その用務により本部または支部から支給される。

(支給条件)

第3条 次の活動(用務)に際し旅費を支給する。

(1) 理事会、支部役員会

(2) 理事長が協会運営のために理事及び監事等を招集して行う会議

(3) 部局、委員会、ワーキンググループ

(4) その他の理事会が承認した事業

(5) 支部役員会が承認した事業

2. 全国または支部総会の開催にあわせて計画された協会活動に対しては、旅費は支給されない。ただし、用務の責任者が承認した場合は、この限りではない。

(支給)

第4条 旅費は最も経済的な通常の公共交通機関による経路および方法により旅行する場合の計算により支給される。

(1) 勤務先または自宅と用務地との最短区間の往復運賃を支給する。急行あるいは特別急行(新幹線を含む)、航空機および船舶を利用する場合は、その妥当性を確認すること。

(2) 支給を受ける者は、必要経費をあらかじめ会計担当(本部、支部、大会等の用務における会計担当)に連絡する。なお、経済的かつ通常の経路及び方法を選択する。

(3) 支給を受ける際には、その額を証明する書類(別紙1の様式に従う)を提出しなければならない。急行あるいは特別急行(新幹線を含む)、航空機および船舶を利用した場合は、領収書を添付することにより支給される。

(4) 片道50km以上の旅程になる場合は急行料金を、片道100km以上の旅程になる場合は特別急行料金(新幹線を含む)を支給できる。

(5) 遠隔地からは航空機を利用でき、航空運賃は現に支払った額による。

(6) 宿泊が必要な場合は、原則的に宿泊を含むパック旅行を利用し、パック旅行料金は現に支払った額による。パック旅行を利用できない場合は、一泊10,000円を上限として実費を支給する。また、「食事込み料金」の設定しかない場合を除いて、支給額は「素泊まり」料金とする。

(7) 自家用車を用いる場合、1km あたり 20 円 (5km 単位の支給とする) とし、駐車場料金および高速道路利用料金はその領収書または利用証明書をもって実費を支給する。

(8) 用務の当日早朝に出発地を出ても用務時間に間に合わない場合、また用務終了後妥当な時間に帰着地に着かない場合は、前泊及び後泊の費用を支給することができる。

(9) 旅費の支給を受けることができる者がその出発前にやむを得ない事由により協会活動を取り止めた場合は、旅費を支給しない。但し、当該活動のために既に支出した金額がある場合には、当該金額を旅費として支給することができる。

第 5 条 やむを得ない事由により経路、方法および支給方法が第 4 条に合致しない場合は、その用務の責任者が対応を決定する。

第 6 条 非会員に対して旅費支給の必要が生じた場合は、その用務の責任者が決定する。旅費の算出は第 4 条に準じる。

第 7 条 旅費精算の方法、書式、その他必要な事項は、その用務の責任者が定める。

(改廃)

第 8 条 この細則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1 この細則は令和 2 年 2 月 1 5 日より施行する。

交通費精算書 (*****用務*****)

一般社団法人日本実験動物技術者協会

****提出先責任者**** 殿

申請日	年 月 日
所属先	
所属先住所	
自宅住所	
氏名	

以下の通り請求します。

＜交通費＞

日付	利用交通機関	区間	金額
合計		¥	-

＜宿泊費＞

日付	宿泊先	泊数	金額
合計		¥	-

総計	¥	-
----	---	---

備考

領収証

上記費用を正に領収しました。

日付 年 月 日

所属

署名

10 謝金支給細則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本実験動物技術者協会における謝金の支払いに関し、必要な事項を定める。

(支給条件)

第2条 謝金は、本協会の活動（用務）に際して業務依頼した相手に対し、本規程に従い謝金を支給することができる。

(支給対象業務)

第3条 謝金の支給対象とする業務は、次のとおりとする。

- (1) 全国総会の開催に合わせて行う学術集会（定期学術集会）における講演
- (2) 定期学術集会以外の学術集会（その他の学術集会）における講演
- (3) 講習会、研修会、セミナー等における講義
- (4) 講習会、研修会等における実技指導
- (5) 依頼原稿の執筆（機関誌および理事会が承認した冊子に限る）
- (6) その他の理事会が承認した事業
- (7) その他の支部役員会で承認した事業

(謝金の単価)

第4条 謝金の単価は、別表6による金額を上限とする。ただし、謝金の設定については、用務の実行委員にて決定する。

(支給)

第5条 用務の実施責任者は、事前に会計担当に支給を依頼し、業務の実施を確認の上、業務実施者に対して謝金の支給を執行する。

第6条 謝金の領収書には、但し書きへ支給内容および源泉徴収額を明記することとする。

(その他)

第7条 他の団体と共催で行う用務において謝金を支給する場合は、本規程に準拠し、双方の協議による。

第8条 本規程に拠り難い場合には、理事会で決定する。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1 この細則は令和2年2月15日より施行する。

別表 6

区分	単位	単価(上限)*	備考
講演	1 回	20,000 円	著名人、著名な賞の受賞者等は別途に扱う。
講義・実技指導	1 回	20,000 円	
原稿執筆(日本語)	400 字	1,000 円	
原稿執筆(英語)	300 語	1,500 円	

*：源泉徴収額は含まない。

11 名誉会員に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人日本実験動物技術者協会（以下、「本協会」という。）定款第58条に基づき、本協会の名誉会員に関し、必要な事項を定める

(資格)

第2条 理事長は、次の各号いずれかに該当する個人会員の中から名誉会員となることに承諾する者を名誉会員として、理事会の議を経て社員総会に発議することができる。

- (1) 発議年度の4月1日現在において年齢満65歳以上である者
- (2) 実験動物技術の発展に極めて顕著な功績があった者
- (3) 本協会の理事・監事として、功績があった者

(取扱)

第3条 名誉会員の会費は、免除する。

(手続き)

第4条 理事長は、全国総会または適当な機会において新たに名誉会員になった者に名誉会員記を贈呈し、その氏名等を公表する。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、理事会の議決による。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、名誉会員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は平成30年10月7日より施行する。
- 2 この規程の施行時に日本実験動物技術者協会規約及び日本実験動物技術者協会運営規程に基づき名誉会員であった者は、この細則の規定にかかわらず、引き続き名誉会員になるものとする。

12 顧問に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人日本実験動物技術者協会（以下、「本協会」という。）定款（以下、「定款」という。）第58条に基づき、本協会の顧問に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 顧問は、理事長の求めに応じ理事会並びに評議委員会に出席し、助言を与えるものとする。

(推薦)

第3条 理事長は、定款第58条第3項に定める要件を満たしている者で顧問になることを承諾する個人会員を本協会の顧問として、理事会の議を経て社員総会に発議することができる。

(取扱)

第4条 顧問は、会費を免除する。

2 顧問は、個人会員として取り扱う。

(任期)

第5条 顧問の任期は特に定めない。

(手続き)

第6条 理事長は、全国総会または適当な機会において新たに顧問になった者の氏名等を公表する。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の議決による。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は平成30年10月7日より施行する。
- 2 この規程の施行時に廃止された日本実験動物技術者協会規約及び日本実験動物技術者協会運営規程に基づき普通顧問であった者は、この細則の規定にかかわらず、顧問になるものとする。
- 3 日本実験動物技術者協会規約第38条第3項及び日本実験動物技術者協会運営規程第53条、第55条に基づく特別顧問は廃止する。

13 研究奨励賞選考細則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本実験動物技術者協会表彰規程第4条に基づき、研究奨励賞の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考委員会)

第2条 理事会は、研究奨励賞を選考するために編集部長又はその他の理事を長（以下、「委員長」という。）とする委員会（以下「選考委員会」という。）を組織する。

2 委員長は、必要に応じ、選考委員会を招集することができる。

3 選考委員会は、事業年度開始毎に活動を開始し、選考結果の理事会への報告をもって当該事業年度の活動を終了する。

(委員)

第3条 選考委員会の委員の員数は、委員長を含め若干名とし、特に任期は定めない。

2 委員長は、毎事業年度開始時に専門性や地域性、実験動物技術者としての職務経験のバランスを考慮に委員を選定することとする。

3 理事長は、委員長が選定した個人会員を、理事会の議を経て委員として委嘱する。

4 理事長は、選考している期間中に委員の欠員が生じた場合に、補充の委員を理事会の議を経ずに委嘱できる。

5 委員長は、委員を交代させる場合、少なくとも3分の1以上の委員を留任させ、選考委員会の継続性を確保するように努めること。

6 委員には、委員の3分の1を超えない範囲で個人会員以外の学識経験者を加えることができる。

(副委員長)

第4条 委員長は、選考委員会に関する職務を補佐させるために委員の中から1名を副委員長に指名することができる。

(選考)

第5条 選考委員会は、研究奨励賞として推薦された原著論文あるいは短報から研究奨励賞の目的を勘案し、実験動物技術への新規性・独創性・発展性の観点から選考するものとする。

2 選考委員会は、その他研究奨励賞の選考に必要な基準を定めることができる。

(利益相反)

第6条 選考委員会の委員が次のいずれかに該当する場合には、選考に加わることはできない。

(1) 選考対象となった原著論文及び短報の著者である場合

(2) 審議の公平さに疑念を生じさせる利害関係・利益相反があると委員長が判断した場合

(報告)

第7条 委員長は、選考結果を理事会に報告する場合には、選出趣意書を添付することとする。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

- 1 この細則は平成30年10月7日より施行する。
- 2 この細則は令和2年2月15日一部改正

14 実験動物福祉奨励賞選考細則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本実験動物技術者協会表彰規程第4条に基づき、実験動物福祉奨励賞（以下、「福祉奨励賞」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考委員会)

第2条 理事会は、福祉奨励賞を選考するために、実験動物福祉部長又はその他の理事長（以下、「委員長」という）とする委員会（以下「選考委員会」という。）を組織する。

- 2 委員長は、必要に応じ、選考委員会を招集することができる。
- 3 選考委員会は、事業年度開始時に活動を開始し、選考結果の理事会への報告をもって当該事業年度の活動を終了する。

(委員)

第3条 選考委員会の委員の員数は、委員長を含め若干名とし、特に任期は定めない。

- 2 委員長は、毎事業年度開始時に専門性や地域性、経験のバランスを考慮に委員を選定することとする。
- 3 理事長は、委員長が選定した個人会員を、理事会の議を経て委員として委嘱する。
- 4 理事長は、選考している期間中に委員の欠員が生じた場合に、補充の委員を理事会の議を経ずに委嘱できる。
- 5 委員を交代させる場合、少なくとも3分の1以上の委員を留任させ、選考委員会の継続性を確保するように努めること。

(副委員長)

第4条 委員長は、選考委員会に関する職務を補佐させるために委員の中から1名を副委員長に指名することができる。

(選考の基準)

第5条 委員は、福祉奨励賞の目的を勘案し、実験動物福祉分野における開発性・新規性・独創性・発展性の観点から本賞を選出する。

- 2 選考委員会は、その他福祉奨励賞の選考に必要な基準を定めることができる。

(利益相反)

第6条 選考委員会の委員が次のいずれかに該当する場合には、選考に加わることはできない。

- (1) 選考対象となった講演の筆頭演者及び共同演者である場合
- (2) 審議の公平さに疑念を生じさせる利害関係・利益相反があると委員長が判断した場合

(報告)

第7条 委員長は、選考結果を理事会に報告することとする。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1 この細則は平成30年10月7日より施行する。

20 福祉憲章

- 私たちは、実験動物を尊び、慈しみ、実験動物に感謝します。
- 私たちは、生命科学の発展の為に動物実験が不可欠であるとの認識に立ち、法令に則って実験動物に接します。
- 私たちは、実験動物に関する知識を深め、習性を理解して実験動物に接します。
- 私たちは、科学的知識を深め、実験技術を高めて、実験動物の苦痛を最小限にし、虐待に通じる行為を戒めます。
- 私たちは、実験動物学を通して、人々の健康増進に寄与し、幸せで豊かな社会の発展に尽力します。